

児童手当制度について

【受給対象者】

日本国内に居住している（留学中の場合等を除く）中学校修了前の子どもを養育している保護者

- ・公務員の方は、勤務先からの支給となりますので、勤務先にお問い合わせください。
- ・児童福祉施設等に入所の場合、施設設置者が受給者となります。

【支給月額】

0～3歳未満（一律）	15,000円
3歳～小学生（第1子、第2子）	10,000円
3歳～小学生（第3子以降）	15,000円
中学生（一律）	10,000円
所得制限以上（年齢に関係なく一律）	5,000円

※「第3子」とは、養育する18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの児童から数えます。

【支給時期】

2月・6月・10月に、それぞれの前月分までをご指定の金融機関にお振込みします。

【所得制限限度額】

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円
6人以上	5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者 または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額

【申請手続き】

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合は、申請（認定請求）を行う必要があります。

児童手当は、原則申請した月の翌月分から支給されます。ただし、誕生日や転出予定

日（異動日）が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から 15 日以内の申請であれば、異動日の翌月分の手当から受給できます。

【添付書類】

- 申請者が厚生年金等加入者の場合、健康保険被保険者証の写し
- 年金加入証明書（申請者が厚生年金に加入しており、加入している健康保険組合が国民健康保険組合の場合に必要になります。）
- 申請者名義の振込先金融機関の通帳（口座名義、口座番号を確認させていただきます）
- 認め印

※お子さんと別居中などの場合は、この他にも書類が必要になります。

詳しくは下記にお問い合わせください。

※5 月以降の申請については、申請年の 1 月 1 日以降に転入された場合、当該年度の「児童手当用所得証明書」または「課税証明書等（市区町村民税の所得割と均等割、合計所得金額、所得控除額の内訳、扶養人数等が記載されたもの）」が必要となります。

【児童手当を受給している方】

下記に該当する場合は、届け出が必要です。

- ① 出生等により、養育するお子さんが増減したとき
- ② 他の市区町村に転出したとき
- ③ 市内で転居したとき
- ④ 養育しているお子さんと住所が別になったとき
- ⑤ 受給者または養育しているお子さんの氏名が変更したとき
- ⑥ 結婚等でお子さんの養育者が変わったとき
- ⑦ 受給者が公務員になったとき

【現況届の提出】

毎年 6 月に現況届をお送りしますので、必要事項を記入し、書類と併せて提出してください。この届は、毎年 6 月 1 日の現況を記載し、引き続き受給要件に該当するかを確認するための書類ですので、必ずご提出をお願いします。